

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

1. 水環境の現況

(2) 地下水の水質

(1) 事業目的

公共用水域及び地下水の水質の常時監視は、水質汚濁防止法第15条に基づく都道府県知事の責務であり、水環境の変化を継続的に把握し、対策に結びつけることを目的としています。

(2) 取組状況

令和元年度は、8市町8地点で概況調査を行いました。このうち2地点で「砒素」が地下水環境基準値を超過して検出されました。(表1)

概況調査で地下水環境基準値の超過が確認された2地点の周辺状況を把握するため、追加調査を周辺8地点で行うとともに、超過が確認された2地点の再調査を行いました。その結果、再調査を行った2地点で「砒素」が地下水環境基準値を超過して検出され、周辺8地点のうち1地点で「砒素」が地下水環境基準値を超過しました。(表2) 学識経験者からの意見聴取結果、並びに周辺に原因となる事業場が無いことから、いずれの地点に関しても環境基準超過の原因は自然由来と考えられ、井戸所有者および周辺住民に対して、飲用に関する注意喚起を行いました。

また、過去に地下水環境基準値の超過が確認された2市2地点で継続監視調査を行いました。地下水環境基準値の超過は見られませんでした。(表3)

表1 地下水質調査(概況調査)地点及び基準値超過地点数

	安来市	奥出雲町	出雲市	大田市	江津市	吉賀町	隠岐の島町	松江市	計
基準値超過地点数	0	0	0	0	1	1	0	0	2地点
調査地点数	1	1	1	1	1	1	1	1	8地点

表2 汚染井戸周辺地区調査地点数及び基準超過地点数

	江津市	吉賀町	計
基準値超過地点数	2	1	3地点
調査地点数	3	7	10地点

表3 継続監視調査地点数及び基準値超過地点数

	雲南市	松江市	計
基準値超過地点数	0	0	0地点
調査地点数	1	1	2地点

(3) 参考情報

島根県HP(公共用水域・地下水水質調査)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/mizu/chousa/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379